

事 務 連 絡
令和3年3月19日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施等に
係る所管団体及び独立行政法人等への周知について（依頼）

令和3年3月18日に開催された第58回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、緊急事態宣言の解除と解除後の新型コロナウイルス感染症への対応が決定され、これに伴い新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されました。

これを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～別添2のとおり事務連絡による依頼があり、また、政府対策本部後に開催した第20回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添3のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、貴会会員に対し、別添1～2について周知いただくとともに、基本的対処方針に基づく感染予防対策の徹底、緊急事態措置区域から除外された都府県におけるテレワークの推進等による出勤者数の7割削減を目指す取組み、その他感染拡大防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添1 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について」

別添2 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「テレワーク等の推進について」

別添3 第20回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部 大臣指示